

様式第7号（第8条）

平成31年3月3日

八街市議会議長 木村 利晴 様

会派名 新誠会
経理責任者 石井 孝昭

政務活動費収支報告書

八街市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、別紙
のとおり平成30年度 政務活動費収支報告書を提出します。

平成31年 3月 3/日

八街市長 北村新司様

（八街市議会議長経由）

会派の名称 新誠会
代表者名 小高良則

政務活動費返還届

八街市議会政務活動費の交付に関する規則第7条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 政務活動費の返還理由

- (1) 所属議員数の減少
- (2) 会派の解散
- (3) 議会の解散
- ④ 政務活動費の残余

減少した議員数 _____ 人

2 返還理由の生じた日

平成31年 3月 3/日

3 政務活動費の返還額

¥29,575 円

別紙

平成30年度政務活動費収支報告書

会派名 新誠会

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
政務活動費	375,000-	
預金利子	0-	
合計	375,000-	

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	306,304	✓
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務費	39,121	✓
事務所費		
合計	345,425	✓

3 残額 29,575 円

注 備考欄には、主な支出の内訳を記載する。

様式8 (出納簿)

出 納 簿

会派名 新誠会

整理 番号	年月日	科 目 コード	摘 要	収入金額	支出金額	差引残額
	11 19		政務活動費3人分	375,000		
1	1 7	10	インク代		4,190	370,810
2	1 7	10	コピー用紙代		2,292	368,518
3	1 11	1	視察先手土産代		12,000	356,518
4	1 11	1	視察研修費(愛知県)		142,393	214,125
5	1 11	1	振込手数料		756	213,369
6	1 17	1	視察先駐車場代		1,800	211,569
7	1 18	1	視察先高速代		2,260	209,309
8	1 18	1	視察先ガソリン代		1,385	207,924
9	3 11	10	インク代		12,182	195,742
10	3 18	1	視察研修費(京都市)		132,396	63,346
11	3 18	1	振込手数料		756	62,590
12	3 25	1	視察時タクシー代		2,050	60,540
13	3 25	1	視察先手土産代		3,024	57,516
14	3 26	1	視察時タクシー代		4,460	53,056
15	3 27	1	視察先手土産代		3,024	50,032
16	3 27	10	USB代		11,631	38,401
17	3 27	10	事務用品代		8826	29,575
18			計	375,000	345,425	29,575




科目コード凡例

01:調査研究費 02:研修費 03:広報費 04:広聴費 05:要請・陳情活動費 06:会議費

07:資料作成費 08:資料購入費 09:人件費 10:事務費 11:事務所費





様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号										
			1										
支 出 (収 入) 科 目	事 務 費		31 年 1 月 7 日 起 票										
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額					4	1	9	0	円
金 額					4	1	9	0	円				
内 容	インク代												
《領収書添付欄》													
<p>領収書</p> <p>管理No. 1178-403-0002117</p> <p>伝票No. 1178-403-047963</p> <p>発行日: 2019年01月07日</p> <p>新 誠 会 様</p> <p>内訳 カード ¥4,190 (内消費税 ¥310)</p> <p>但し <u>インク</u> 代として。 上記の金額正に領収いたしました。 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1-1</p> <p>※印刷面を内側に折って保管願います。</p>													
			<p>印紙税申告納 付につき高崎 税務署承認済</p> 										
			 <p>B11178403047963B</p>										

様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号																				
			3																				
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 1 月 11 日 起 票																				
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 円			金 額													1	2	0	0	0		
金 額																							
			1	2	0	0	0																
内 容	視察先手土産代																						
<p>《領収書添付欄》</p> <p style="text-align: center;">石井進商店</p> <p style="text-align: center;">TEL 043(445)2832 代表 043(445)4036 八街市山田台 708-1</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">(金額) <u>¥12,000-</u></p> <p style="text-align: center;">  様 上記領収致しました。 </p> <p style="text-align: center;"> 印紙  </p> <p style="text-align: center;"> 印字面を内側に折って保管して下さい。 2019年01月11日(金) </p> <p style="text-align: center;">No.000002 #000007</p>																							

様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号										
			4										
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 1 月 11 日 起 票										
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額			1	4	2	3	9	3	円
金 額			1	4	2	3	9	3	円				
内 容	視察先研修：交通費・宿泊費 (愛知県知多市・半田市・犬山市) < 宿泊先 > 1月16日：ホテルトイン半田亀崎 1月17日：ホテルスタ名古屋錦 於) 八街観光旅行株式会社												

《領収書添付欄》

領 収 証

新 誠 会 様 平成31年 1月11日

¥ 142393

但 31年 1月16日~18日 知多・半田行

視察研修費として

上記の金額正に領収致しました

収入印紙

日本政府 2000円

八街観光旅行株式会社

千葉県八街市八街ほ373の69

TEL (043) 443-122

印

様式 6-1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
			5
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 1 月 11 日 起 票
支 払 (収 入) 金 額	金 額		7 5 6 円
内 容	視 察 先 研 修 : 振 込 手 数 料 (愛 知 県 知 多 市 ・ 半 田 市 ・ 犬 山 市)		

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書) 31 年 1 月 11 日

お振込先 千葉 農協 信金 信通 銀行 八街 店(所)	金額	十億	百	千	円
貯金種目 ①普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他	142,393				
お受取人 フリガナ ヤチエフ カズエフ リョウ カギシ ガイ ケン 八街観光旅行 株式会社 様	起算日・指定日 月 日	手数料徴収区分 ①:即納 2:後納 9:不要			
ご依頼人 フリガナ ミネ セイ カイ 新誠会 小高良則 様	手数料(税込) 756				

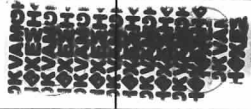
いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。



様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
		6

支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費	31 年 1 月 17 日 起 票									
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 円		金 額					1	8	0	0
金 額					1	8	0	0			
内 容	視 察 先 研 修 時 , 駐 車 場 代										
《 領 収 書 添 付 欄 》											

様式第 6 - 2 <領収書貼付用紙>

明細書
(STATEMENT)

Name お名前
新誠会 様

No.091775-DB

ROOM NO. お部屋番号 202	PERSON. ご人数 1	ARRIVAL DATE. ご到着日 2019/01/17	DEPARTURE DATE. ご出発日 2019/01/18
-----------------------	------------------	----------------------------------	------------------------------------

DATE 日付	ROOM NO. お部屋番号	EXPLANATION ご明細	CHARGES ご料金	CREDIT お支払等
19/01/17	202	駐車場	1,800	
TOTAL AMOUNT ご利用金額			1,800	0

ご精算金額には消費税が課税されています。領収書の捺印を以て領収証とさせていただきます。

ご署名
SIGNATURE

切り取り線

領収書
(RECEIPT)

日付：2019/01/17

No.091775-DB

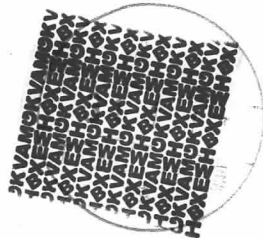
新誠会 様

¥1,800 -

収
入
印
紙

担当：菊池

上記正に領収致しました。



 ホテルビスタ名古屋[錦]

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦3-3-15
TEL.052-951-8333 FAX.052-951-8334
<https://www.hotel-vista.jp/nagoya-nishiki/>

※様式 6 - 1 と併せて使用

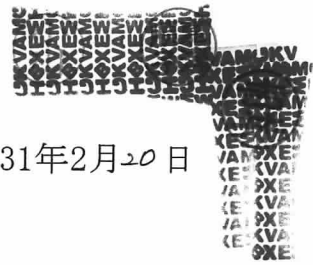
様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

		代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号		
		[REDACTED]		7		
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 1 月 18 日 起 票			
支 払 (収 入) 金 額	金 額				2 2 6 0	円
内 容	視察先研修:高速代 (1月18日半田市~犬山市の往復) ①名古屋高速 11号小牧線 : 360円 (小牧北料金所) ②名古屋高速 11号小牧線 : 360円 (大山川料金所) ③名古屋高速 1号線 : 770円 (東片端料金所) ④名古屋高速 1号線 : 770円 (楠料金所)					
《領収書添付欄》						
① ご利用ありがとうございます。 名古屋高速道路公社 領 収 書 料金所 小牧北 車線01 TEL (052) 919-3200 19年 1月18日13時14分 普 通 通行料金 ¥360- 現金 ¥360-		② ご利用ありがとうございます。 名古屋高速道路公社 領 収 書 料金所 大山川 車線04 TEL (052) 919-3200 19年 1月18日 9時22分 普 通 通行料金 ¥360- 現金 ¥360-		③ ご利用ありがとうございます。 領 収 書 名古屋高速道路公社 TEL (052) 919-3200 料金所 東片端 車線02 普 通 2019年 1月18日 09:16 料 金 770円 現金 770円		
		④ ご利用ありがとうございます。 1904 名古屋高速道路公社 領 収 書 料金所 楠 車線02 TEL (052) 919-3200 19年 1月18日13時21分 普 通 通行料金 ¥770- 現金 ¥770-		2501		



平成31年2月20日



八街市議会議長 木村利晴 様

会派名 新誠会
代表者名 小高良則



先進地視察報告書

先進地視察の概要を下記のとおり報告します。

記

1. 視察者名

- ・小高良則
- ・石井孝昭
- ・小山栄治

2. 視察期間

平成31年1月16日（水）～年1月18日（金）（3日間）

3. 視察先及び視察目的

- (1) 1月16日（水） 愛知県知多市 ・ シティプロモーションについて
- (2) 1月17日（木） 愛知県半田市 ・ シティプロモーションについて
・ 半田市の防災対策と災害時における
・ 「マイレポはんだ」の活用について
- (3) 1月18日（金） 愛知県犬山市 ・ 議会改革の取組みについて

4. 視察報告

(1) 愛知県知多市 シティプロモーションについて

◆市の概要

知多市は昭和45年9月1日市施行であり、平成31年4月1日現在、人口85,488人（男43,101人 女42,387人）、世帯数35,281世帯、市面積45,90km²です。

特色ある産業は、中部電力を初め、ガス、石油製品、ブドウ糖製品、グレーンウイスキー醸造、小麦製品、とうもろこし製品、海洋構造物、航空機、ロケット組立てです。一般会計予算は269,5億円(平成30年度)です。



◆調査事項に対する会派視察目的

シティプロモーションの取り組みについて

- 知多市の取り組み内容
 - 担当部署は
 - 市の各計画にどのように盛り込んでいるか。
 - 人口減少に歯止めをかけているか。
 - 成果・効果・検証について
- 等の調査事項をもとに視察させていただく。

知多市が考えるシティプロモーションの目的

「市の魅力を内外に発信することで、市民の郷土愛を醸成するとともに、その波及効果で市のイメージ・知名度の向上、定住促進、交流人口の増加などを目指す」

- ▶ 手段：市の魅力を市内外に発信する
- ▶ 効果：市民の郷土愛の醸成
- ▶ 波及効果：市のイメージ・知名度の向上

◆市政との関連性（視察地選択の理由等）

八街市では、平成27年度より「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、平成27年度から31年度までの5年間を総合戦略の対象期間としました。基本的な考え方として、①「人口減少と地域経済の縮小の克服」②「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」としています。併せて「八街市まち・ひと・しごと創成地方人口ビジョン」が策定されました。

本来、地域ブランドやシティプロモーションの取り組みは、自分たちの自治体の未来を創造する取り組みであり、夢や希望を語る機会でもあると認識している。八街市のシティプロモーションへの取り組みは、創生総合戦略の中に字句としての掲載はあるが、本格的取り組みは現在出来ていない。市役所内にシティプロモーションを担当する課、部、担当係も専任されていない。そのような課題を認識し、先進地視察として、様々な取り組みを推進している知多市を訪問させていただき研修をさせていただいた。

(2)愛知県半田市 シティプロモーションについて

◆市の概要

半田市は1937年(昭和12年)、半田町、亀崎町、成岩町の合併に伴い成立した市である。愛知県では6番目、知多半島で最初の市施行であった。その後は合併せず現在に至っている。

平成31年4月1日現在、人口119,897人（男60,580人 女59,366人）、世帯数51,250世帯、市面積47,42km²です。

特色ある産業は、江戸時代中期から本格化した醸造業の成長と共に、港湾都市として発達した。明治以降は知多半島の行政の中心となる。太平洋戦争後には鉄鋼や自動車関連産業などの製造業も進出している。名古屋市郊に位置すると共に、知多半島中部に於ける一定の拠点としての性質を持っている。一般会計予算は365億3,000万円(平成29年度)です。

◆視察時の状況

①視 察 日 平成31年1月17日（木）

②視 察 時 間 10時00分～12時00分

③視 察 会 場 委員会会議室

④応対者職氏名 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

⑤説明者職氏名 [REDACTED]

⑥写 真 添 付 別添

◆視察先調査事項の概要

全国的な人口減少を背景に自治体間競争は激しさを増している。住民や企業、各種団体に「選ばれる地域へ」また、選ばれる地域になるためには、町づくりだけではなく、地域の魅力を広く伝えることが重要だとし、シティプロモーションの推進を図っている半田市を視察先に決定しました。

◆調査事項に対する会派視察目的

半田市シティプロモーション推進の取り組みと経緯

◆市政との関連性（視察地選択の理由等）

八街市では、平成27年度より「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、平成27年度から31年度までの5年間を総合戦略の対象期間としました。基本的な考え方として、①「人口減少と地域経済の縮小の克服」②「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」としています。併せて「八街市まち・ひと・しごと創成地方人口ビジョン」が策定されました。

(3)半田市 「マイレポはんだ」について

◆市の概要

先例を参照

◆視察時の状況

- ①視 察 日 平成31年1月17日 (木)
- ②視 察 時 間 13時30分～15時30分
- ③視 察 会 場 委員会会議室
- ④応対者職氏名 林 隆之丞、林 隆之丞
- ⑤説明者職氏名 林 隆之丞
- ⑥写 真 添 付 別添

◆視察先調査事項の概要

「マイレポはんだ」とは、スマートフォンを利用して、道路の陥没や施設の破損など、身近な問題を手軽に解決する半田市の先進的な取り組みの名称です。半田市では、スマートフォンの無料アプリ (FixMyStreetJapan) を利用して、地域の課題や問題を解決する制度に取り組んでおります。

◆調査事項に対する会派視察目的

スマートフォンを利用して防災にも活用している。地域の課題や問題を解決する一つのツールとして制度化した先進事例を学ぶため視察先と決定しました。

◆市政との関連性 (視察地選択の理由等)

日頃から市民が抱く問題点や市政への要望事項などを、ICT (スマートフォン) を活用して、素早く的確に対応する仕組みとして「マイレポはんだ」を視察理由とした。

詳細に述べると

- ①市民に身近な地域の課題や問題などの市民ニーズに素早く対応し、住みよい街をつくり住民満足度度の向上を図る。
- ②ICTを活用することで、より便利で、市民も行政にも負担の少ない制度とする。
- ③課題・問題を市民と行政が共有し、共に解決に向かう基盤となる制度とする。
- ④行政の見える化 (オープンガバメント) を促進する。

以上の目的となる。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

半田市に於ける行政への連絡手段としての「マイレポはんだ」の位置づけ

→①住民要望 (自治会等) ②市長への手紙③窓口対応④市民の声 (メール・手紙など) ⑤「マイレポはんだ」【市民要望の伝達手段を一つ増やす・・気軽に連絡が出来る。利便性の向上などがあげられる】

(1)愛知県犬山市 議会改革の取り組みについて

◆市の概要

犬山市は昭和29年4月1日市施行であり、平成31年4月1日現在、人口74,175人（男36,886人 女37,289人）、世帯数31,085世帯、市面積74,90km²です。

江戸時代には犬山城の城下町として栄え、「尾張の小京都」と称される。特色ある産業は、犬山観光である。国法犬山城は日本最古の天守閣で名高い国宝指定五城の一つであり木曾川の南岸にそそり立つ。また、日本庭園有楽苑は、信長の実弟が建てた国宝茶室如庵や重要文化財の書院があり、四季折々でゆったりとした時間が流れる。一般会計予算は247億8834万円(平成30年度)です。

◆視察時の状況

①視 察 日 平成31年1月18日（金）

②視 察 時 間 10時00分～12時00分

③視 察 会 場 犬山市議会 第1会議室

④応対者職氏名  議長、 副議長、 議運委員長、 議員

⑤説明者職氏名 同上

⑥写 真 添 付 別添

◆視察先調査事項の概要

平成22年5月～平成23年3月に議会改革推進委員会を設置

【主な取り組み】

- ・議会基本条例の制定（平成23年10月1日施行）
- ・議会人事・組織の改革（議長任期2年・各種委員会報酬の廃止など）
- ・情報公開の促進
- ・情報発信の促進
- ・議員間討議の促進（全員協議会を協議の場に）
- ・市民との意見交換、市民参加の場の設定

平成29年7月～平成30年6月に議会改革委員会を設置

【主な取り組み】

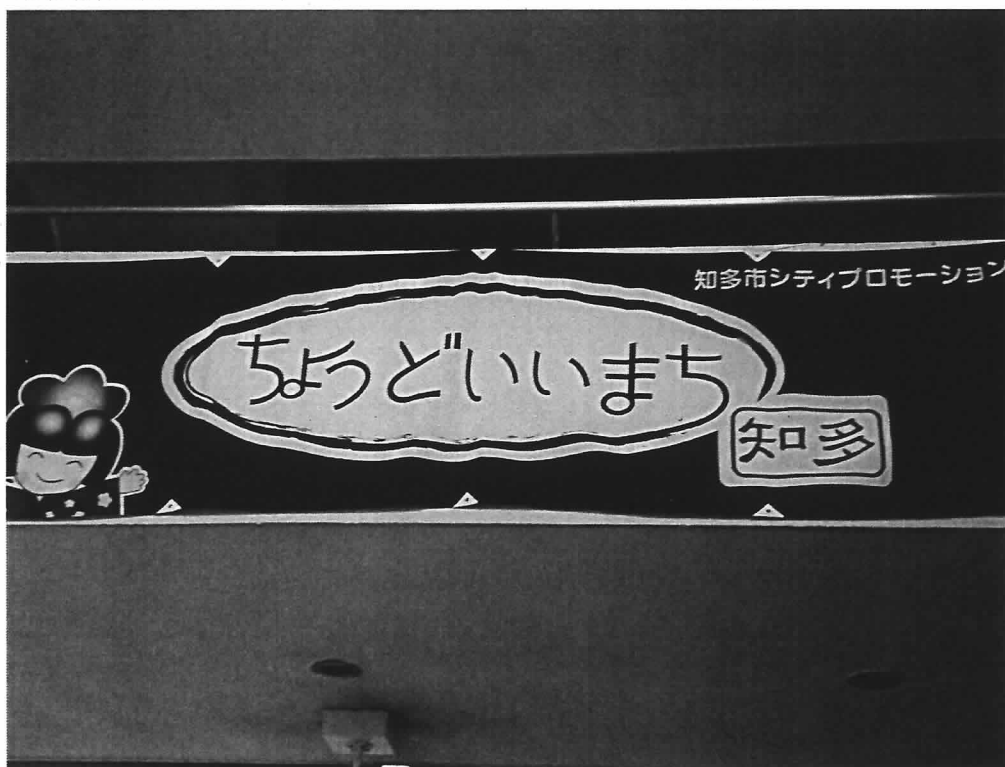
- ・議会基本条例の検証
- ・申し合わせ事項の見直し
- ・政務活動費などの検証

以上の取り組み等を調査対象とする。

知多市役所前（平成 31 年 1 月 16 日）



知多市役所玄関・シティープロモーションロゴマーク掲載



様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号									
			9									
支 出 (収 入) 科 目	事 務 費		31 年 3 月 11 日 起 票									
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </table> 円			金 額				1	2	1	8	2
金 額				1	2	1	8	2				
内 容	インク代											
《領収書添付欄》												

領 収 書

管理No. 1178-402-0003093

伝票No. 1178-402-073425

発行日: 2019年03月11日

新誠会 様

内訳
カード ¥12,182 ¥12,182 (内消費税 ¥902)

但しインク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。



様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代表者	経理責任者	整理番号																				
	[Seal]		10																				
支出(収入)科目	調査研究費		31年3月18日 起票																				
支払(収入)金額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 円			金 額												1	3	2	3	9	6		
金 額																							
		1	3	2	3	9	6																
内 容	視察先研修：交通費・宿泊費 (京都府京都市) < 宿泊先 > 3月25日：サ・サクトン京都堀川三条 於) 八街観光旅行株式会社																						

《領収書添付欄》

領 収 証

新誠会 様 平成31年3月18日

132396

但 31年3月25日~26日 京都 行

視察研修費として

上記の金額正に領収致しました

収入印紙

日本政 200

八街観光旅行株式会社

千葉県八街市八街ほ373の69

TEL (043) 443-122

印

[Seal]

様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

		代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
		[Seal]		1 1
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 3 月 18 日 起 票	
支 払 (収 入) 金 額	金 額		7 5 6	円
内 容	視 察 先 研 修 : 振 込 手 数 料 (京 都 府 京 都 市)			

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

31 年 3 月

お振込先	千葉 農協 信金 八町 店(所)	金額	十 億 百 万 千 円	21,321,396
お受取人	フリガナ 八町観光旅行株式会社様	起算日・指定日	月 日	
ご依頼人	フリガナ 新誠会 会長 小高良則 様	手数料徴収区分	手数料(税込)	1756

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
[Security Pattern]		1 3

支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費	3 1 年 3 月 2 5 日 起 票
-----------------	-----------	---------------------

支 払 (収 入) 金 額	金 額	3 0 2 4	円
-----------------	-----	---------	---

内 容	視 察 先 手 土 産 代
-----	---------------

《領収書添付欄》


領 収 証

新 誠 会 様 ^H31年 3月 25日

¥ 3,024-

印
紙

但し お品代として
上記金額正に領収致しました



落 花 生 専 門 店

深澤ピーナツ

〒289-1103 千葉県八街市八街に 4 9

店 舗 TEL 043-443-4622

FAX 043-444-2527

営業時間 AM8:30~PM6:30頃まで

様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

		代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号										
		[REDACTED]		1 5										
支 出 (収 入) 科 目	調 査 研 究 費		31 年 3 月 27 日 起 票											
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>円</td> </tr> </table>					金 額				3	0	2	4	円
金 額				3	0	2	4	円						
内 容	視 察 先 手 土 産 代													
<p>《領収書添付欄》</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">新 誠 会 様 2019 年 3 月 27 日</p> <p style="text-align: center;">¥ 3,024</p> <p style="text-align: center;">但 品 代 金</p> <p style="text-align: center;">上 記 正 に 領 収 いた しま した</p> <p>内 訳</p> <p>税 抜 金 額</p> <p>消 費 税 額 (%)</p> <p style="text-align: right;">千葉県八街市山田台703-2 雑 穀 園 石 井 進 商 043 (445) 4031</p>														



平成31年 4月 9日

八街市議会議長 木村利晴様

会派名 新誠会
代表者名 小高良則



先進地視察報告書

先進地視察の概要を下記のとおり報告します。

記

1. 視察者名

- ・小高良則
- ・石井孝昭
- ・小山栄治

2. 視察期間

平成31年3月26日 (火)

3. 視察先及び視察目的

- (1)3月26日 (火) 京都府京都市 ・ 歴史資料館事業について
- (2)3月26日 (火) 京都府京都市 ・ 京都市清酒の普及の促進に関する条例について

4. 視察報告

(1)京都府京都市・歴史資料館事業について

◆市の概要

京都市は、京都府南部に位置し、同府最大の市で、府庁所在地である。政令指定都市に指定されており、11区を置く。日本の市で8番目の人口を有する。市内には延暦十三年（794年）の桓武天皇による遷都から、明治二年（1869年）の明治天皇による東京遷都までの1000年にわたって日本の首都・平安京が置かれていたため、同市は古都として認識されている。

平成31年3月1日現在 人口1,465,448人 世帯数719,929世帯

◆視察時の状況

- ①視 察 日 平成31年3月26日 (火)
- ②視 察 時 間 10時00分～12時00分
- ③視 察 会 場 京都市歴史資料館 会議室
- ④応対者職氏名 京都市歴史資料館 宮崎次長様
- ⑤説明者職氏名 京都市歴史資料館 小高良則様



⑥写真添付別添

◆視察先調査事項の概要

京都歴史資料館は、京都の歴史に関する資料の保存と活用を図り、市民の文化の向上及び発展に役立てることを目的として昭和57（1982）年11月に開館した。

歴史資料館では、京都市内の旧家や社寺から古文書を中心とした大量の歴史資料の寄贈・寄託を受けており、昭和48年に実業家山口玄洞氏から旧山口仏教会館跡地の寄付を受け、その地に歴史資料館を建設した。

八街市では、郷土資料館があるが、重要な歴史に関する資料の管理や保存方法などを学ぶきっかけとなればと視察先に選定した。

◆調査事項に対する会派視察目的

京都歴史資料館を視察させていただくことにより、伝統ある京都の歴史の資料の保存と活用を学ぶことにより、八街市にある郷土資料館の管理、保存、運営の今後を考察する良い機会と捉え視察目的とした。

◆市政との関連性（視察地選択の理由等）

京都市歴史資料館は、昭和57年開館以来、歴史研究者や自治会や市民の皆様からの歴史ある資料提供が多くあり、だんだんと手狭な環境になってきているとの説明を受けた。八街市でも郷土資料館そのものの在り方、展示品の管理、整理、保存や記念行事などが問われている。増大する資料等を見通し郷土資料館を市民の皆様幅広く認識していただくきっかけとなればという思いで歴史と伝統ある京都市歴史資料館を視察先に選定した。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

歴史資料館の管理運営についてですが、毎年1500万円前後の予算の中で執行されている。市の予算以外の収入(予算)等をいかに使うか検討しているとのこと。入館料は原則無料とのこと。今後運営していく中で有料していくべきか検討されるとのことでした。また、展示のテーマ展を年間4～5回（3・4ヶ月に1回）開催されている。入館者も毎年2万人前後の方が来館されている。

テーマ展の開催や京都市全域を歴史の展示場と考え、市内全域1000箇所以上の史跡石標・道標の現地調査から、解説や写真のデータ化、データと関連付けた地図の作成、歴史年表「都市のすがた」「文化の流れ」の作成を行い、インターネットで提供している。

上記等、八街市郷土資料館の運営にも参考となった。

(2)京都府京都市 「京都市清酒の普及の促進に関する条例」について

◆市の概要

(1)にて記載

◆視察時の状況

①視 察 日 平成31年3月26日（火）

②視 察 時 間 13時30分～15時00分

③視 察 会 場 委員会会議室

④応対者職氏名 寺田議長、野田副議長、産業課長

⑤説明者職氏名 議会義務局榎本係長

⑥写 真 添 付 別添

◆視察先調査事項の概要

議会改革の進捗に伴い全国的に議員提案条例の策定が増えている。

平成25年1月15日京都市会において「京都市清酒の普及の促進に関する条例」が制定された。これは伝統産業や日本文化の理解の促進に寄与することを目的に全国で初めて理念条例として制定され、今や全国に広がり約140件を超える条例が制定される背景となった。理念条例の発祥の地である京都市議会に着目した。

◆調査事項に対する会派視察目的

理念条例や嗜好品条例とも云われる京都市の「京都市清酒の普及の促進に関する条例」(乾杯条例)がどのような課程と背景で制定をされたのか、調査のため視察先とした。

◆市政との関連性（視察地選択の理由等）

八街市議会では、平成31年3月議会（3月19日可決成立）において「落花生の普及の促進に関する条例」が委員会発議で制定された。

理念条例や嗜好品条例とも云われる京都市の「京都市清酒の普及の促進に関する条例」(乾杯条例)がどのような課程と背景で制定をされたのか。制定まで議会内でどのような意見が出たのか等を調査研究した。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

● 条例制定への課程

- ・ 議員と行政（市長）が話し合いを重ねながら行っていった。
- ・ 全会派に声をかけた。
- ・ 条例提案者は自民党単独提案で行った。

● 問題点


- ・アルコール依存症の人への対応は
 - 無理矢理お酒を飲まなくても良い。
 - お酒は伝統産業品の普及促進であることの周知。
- ・条例が強制的なものに繋がるのではないか。
 - 経済的に負担はかけないであろう。乾杯はビールでも焼酎でも良い。
 - あくまでもシンボリックなもの。伝統産業品として代表的なものとして理解をしていただく。
- 条例制定の効果は
 - 条例制定後、約9割の飲食店で日本酒により乾杯をするようになった。」
 - 全国的な広がりの中で「日本酒条例サミット」へ発展していった。
 - 条例制定前は飲食店に京都産のお酒は少なかった。制定後は京都産のお酒が店頭に置かれるようになった。アジアを初めとして海外展開していくことになった。

● 結びに

- ・「京都市清酒の普及の促進に関する条例」制定に当たり当時の条例制定の立役者である寺田議長本人から、議員として政治家としての意見を交えながら意見交換が出来たことはとても有益であった。
議員発議の条例（議員提案条例・委員会提案条例等）は緊急性を要する事案は議会で提案した方が良い。というアドバイスを頂いた。
(京都市会では、「手話言語条例」「京都市自転車安心安全条例」などが制定されている。)
- ・八街市議会では、平成31年3月議会（3月19日可決成立）において「落花生の普及の促進に関する条例」が委員会発議で制定された。今後、議員間で活発な意見交換を経て市民に対して有意義で有益な議員提案条例制定への一助となれば幸いであると認識している。

様式 6 - 1 < 5 領収書等の証拠書類関係 >

支 出 (収 入) 伝 票

	代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号									
			1 6									
支 出 (収 入) 科 目	事務費		31 年 3 月 27 起 票									
支 払 (収 入) 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table>		金 額				1	1	6	3	1	円
金 額				1	1	6	3	1				
内 容	USB 代、コピー用紙代											
《領収書添付欄》												

領 収 書

管理No. 1178-403-0002361

伝票No. 1178-403-052937

発行日: 2019年03月27日

新 誠 会 様

内訳 現金 ¥11,631 ¥11,631 (内消費税 ¥861)

但し USB 他 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。

